

介護保険のしくみ

高額介護サービス費について

問 介護保険課認定給付係 ☎801-5823

同じ月に利用したサービスの1～3割の利用者負担の合計が、利用限度額内で下記の上限額を超えたときには、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されます。
(平成30年8月から一定所得を超える方は3割の利用者負担となります)



負担の上限額について

区分	平成29年7月までの負担の上限額 (月額)	平成29年8月からの負担の上限額 (月額)
現役並み所得者に相当する方がいる世帯	44,400円 (世帯) ※1	44,400円 (世帯) ※1
世帯員のどなたかが市町村民税を課税されている方	37,200円 (世帯) ※1	44,400円 (世帯) 見直し 同じ世帯の全ての65歳以上の方 (サービスを利用していない方を含む) の利用者負担割合が1割の世帯に、年間上限額446,400円を設定。(3年間の時限措置)
世帯の全員が市町村民税を課税されていない方	24,600円 (世帯) ※1	24,600円 (世帯) ※1
・老齢福祉年金を受給している方 ・前年の合計所得金額と公的年金など収入額の合計が80万円以下の方	24,600円 (世帯) ※1 15,000円 (個人) ※2	24,600円 (世帯) ※1 15,000円 (個人) ※2
生活保護を受給している方	15,000円 (個人) ※2	15,000円 (個人) ※2

※1 (世帯) : 住民基本台帳の世帯員で、介護サービスを利用した全員の負担の合計の上限額

※2 (個人) : 介護サービスを利用した本人の負担の上限額

(注意) 利用上限額を超えた分につきましては、全額自己負担となります。

言葉っておもしろい!

～ALTの先生が紹介するおもしろい英語～



Vol.7



このコーナーでは、ALT (外国語指導助手) の目線で見えた日本語のおもしろさや、ちょっとおもしろい英語の話を紹介します。今月の担当はメキシコ出身のルイス先生です。現在ALTとして勤務されているルイス先生ですが、メキシコは元々スペイン語圏の国です。今月はどうして英語を習得することになったのか、英語がどのように役立っているかについてルイス先生に聞いてみました。

こんにちはルイスです。私はもともとスペイン語圏のメキシコ出身です。

実は私が若い頃、地元の友人に誘われてハワイで数年間仕事をする機会がありました。もともと英語が得意ではなかったのですが、勢いで新しい環境に飛び込んだことで、その瞬間から様々な変化が訪れました。

まず直面したのは言語の壁です。どうすれば英語でコミュニケーションがとれるのかいつも悩みました。もっと勉強していれば、もっと学校で授業をきちんと受けていれば、もう少し英語の基礎くらいは理解し、今さらこ

んなに困ることもなかったらと後悔しました。この状況から抜け出すため、とにかく私は全ての力と時間を言語習得に注ぎました。短期集中で理解力が徐々に高まり、コミュニケーションにも困らなくなりました。勢いで決断したものの、新しい環境に身を置くことで、結果として英語を習得することができました。現在は、さらに文化も言語も異なる日本に住んでいます。目の前にあったチャンスを逃さなかったことが今に繋がっているのだと思います。

苦勞しながらも英語を身につけたおかげで、現在、私は幼稚園・小学校・中学校で英語を教えています。今、世界はこれまでにない速さでグローバル化が進み、多様に発達する技術に囲まれた中で私たちは生活しています。こうした中、幼い頃から英語を身につけておくことはとても大切であると感じています。そうすることで将来訪れるであろう成功の機会を逃さず、十分に対応していくことが可能だと思います。その助けとなるため、私は全てを注いで英語教育に取り組んでいきます。

年金だより

保険料の免除申請はお済みですか?

問 日本年金機構長崎北年金事務所 ☎861-1354
役場健康保険課年金係 ☎883-1111 (内線148)

国民年金には、収入の減少や失業などにより保険料を納付することが困難な場合、保険料の納付を免除する制度があります。免除申請は、「申請者本人・配偶者・世帯主」それぞれの前年中の所得に応じて審査されます。承認期間は「7月～翌年6月」となっており、毎年7月以降に新年度の申請が可能です。また、申請時点から過去2年1か月前の月分までの免除申請もできます。承認されると、老齢・障害基礎年金などの受給資格期間へ算入されますので、未納期間がある方は、お早めに手続きをしてください。

免除申請の対象となる所得のめやす

対象者	1/4免除 (3/4納付)				半額免除	3/4免除 (1/4納付)		全額免除	納付猶予
	20歳～60歳までの方 ※学生納付特例の対象となる方は、「免除申請」を申請できません。	本人・配偶者・世帯主		本人・配偶者					
所得のめやす	3人扶養 (夫婦・子2人)	所得 335万円	所得 282万円	所得 230万円	所得 162万円	所得 162万円	所得 162万円	所得 162万円	20歳～50歳までの学生以外の方 ※平成28年7月から対象年齢拡大
	1人扶養 (夫婦のみ)	所得 247万円	所得 195万円	所得 142万円	所得 92万円	所得 92万円	所得 92万円	所得 92万円	
	扶養なし	所得 189万円	所得 141万円	所得 93万円	所得 57万円	所得 57万円	所得 57万円	所得 57万円	

※失業または災害に遭われた方 (被保険者が財産の1/2以上) は、上記の「所得のめやす」以上に所得がある場合でも、特例免除 (失業などがあった日の前月分から翌々年の6月分まで) を受ける事ができます。

※一部納付の承認を受けた期間は、一部納付保険料を納めないと未納期間扱いになります。

※免除申請の承認を受けた場合でも、10年以内であれば納めることができます。(追納制度)

ただし、承認を受けた年度末から2年を過ぎると当時の保険料に加算金がかかります。

手続きに必要なもの

- 失業された方は、「雇用保険被保険者離職票、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書、雇用保険受給資格者証、公務員などは退職辞令書」などの写し
- 災害に遭われた方は、「罹災証明書」などと、保険金などが支給される場合は金額が確認できる証明書の写し
- 年金手帳、認印

消費者注意報

「不用品を買い取るというので家に来てもらったら強引に貴金属を買い取られた」など、自宅で物品を買い取ってもらう際の訪問購入に関する相談が県内でも寄せられています。訪問購入には消費者を保護する制度や業者が守るべきルールが定められています。こうした制度やルールについて正しく理解しトラブルに遭わないようにしましょう。

相談事例からみる問題点

- ①突然の訪問で勧誘してきたり、氏名などを明らかにしなかったりする購入業者もみられる。
- ②消費者が買い取りを承諾していない物品について、突然売却を求めらる。
- ③購入業者が契約書面を交付しない。物品の特定ができないような記載をするなど記載内容が十分でない。
- ④購入業者がクーリング・オフに関する記載をした書面の交付やクーリング・オフの期間内は物品の引渡しを拒むことができる旨の告知を行っていない。
- ⑤購入業者が強い口調などで強引に買い取ろうとする。

本当に買い取ってもらう必要があるのが冷静に考えるためにも、契約後すぐに物品を購入業者に引渡さず、クーリング・オフ期間が経過するまでは物品を手元に置いておくという選択肢があることも念頭におきましょう。

訪問購入のトラブルにご注意 ～強引な買取は法律違反～

消費者へのアドバイス

- ①突然訪問してきた購入業者は家に入れない。訪問購入をしようとする購入業者が突然訪問してきて勧誘することは禁止されています。
- ②買い取りを承諾していない貴金属の売却を迫られたら、きっぱり断る。
「衣類を買い取る」と言って訪問したにもかかわらず、突然「貴金属はないか」などと当初とは別の物品の売却を求めるとは禁止されています。
- ③購入業者から交付された書面をしっかりと確認する。
訪問購入では、申込みまたは契約の際に、購入業者から消費者に対して取引内容を記載した書面を交付する必要があります。もし購入業者から書面を交付されない場合、書面の交付を求めるとともに、交付された書面に物品の特徴などが正確に記載されているか確認しましょう。
- ④クーリング・オフ期間内は、購入業者に物品の引渡しを拒むことが可能。



困ったときは消費生活センターまたは役場相談窓口へご相談ください。

消費者ホットライン 局番なし☎188
長崎県消費生活センター ☎824-0999
長与町消費生活相談窓口 ☎883-1111